

愛鷹広域公園 陸上トレーニング教室 会員規約

第1条「定義」

本規約によって定める条項は「愛鷹広域公園 陸上トレーニング教室」（以下「本教室」という）に適用されるものである。

第2条「運営主体」

本教室は、静岡県沼津市足高202「あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ」（以下「当グループ」という）が運営し、事務手続き等の管理にあたる事務所を当グループが運営する愛鷹広域公園の施設内におくものとする。

第3条「愛鷹広域公園 陸上トレーニング教室の目的」

本教室は陸上競技を通じて子供の健全な心身の育成、陸上競技の基礎・土台の育成を図る。選手の競技力向上に努め、競技で活躍出来る選手の育成、生涯スポーツとしての普及を目指す。また、スポーツや身体に関する知識を身に付け、怪我のない身体作りを行う。

第4条「入会資格」

本規約とインフォメーションに同意したものとする。

第5条「入会手続き」

- ① 本規約を承諾し本規約に基づく諸手続きをするものとする。
- ② 会員の資格は、入会希望者が当グループ所定の入会申込み用紙により入会申込みを行い本教室の入会承諾を得た上で、所定の費用を当グループに払い込み、これを当グループが確認したときに発生する。
- ③ 会員が未成年の場合には、保護者が同意のものとする。

第6条「教室期間と会員有効期間」

- ① 本教室は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を当期とする。
- ② 会員有効期間は、入会日から退会までとする。

第7条「諸会費の支払」

- ① 受講料（以下「諸会費」という）は当社が定める金額とし、一旦支払われた金額は如何なる理由を問わずこれを返還しないものとする。
- ② 会員は、当グループが定める金額の諸会費を当グループ指定の方法で、当グループ指定の期限までに支払うものとする。
- ③ 会員は参加の有無に関わらず、退会するまでは当グループ指定の会費を支払うものとする。
- ④ 本規約第11条から第13条に定める資格喪失、除名、退会、変更、休会のいずれの場合にも諸会費の債務を逃れるものではない。

第8条「損害賠償責任」

- ① 本教室内で発生した盗難、傷害その他全ての事故については、それが当グループの責に返すべき事由による場合を除き、本教室は責を負わないものとする。
- ② 本教室の責についてはクラブ開催中に限るものとする。

第9条「会員の損害賠償責任」

会員が本教室で活動中、本人の責により本教室又は第三者に損害を与えた場合は、その会員もしくは会員が未成年の場合は保護者がその全ての責を負うものとする。

第10条「傷害保険」

入会時より、ミズノ株式会社にて加入している傷害保険を適用する。
本教室開催中に身体上の傷害を受けた場合、それが指導者の指示に従っていたと認められる場合に限り、引受保険会社の保険約款等に従い、保険金が支払われるものとする。

第11条「会員資格の喪失」

会員は下記のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとする。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 運営上やむを得ない事由により、本教室を閉鎖した場合
- ⑤ 第4条に定める入会資格を欠いたとき
- ⑥ 参加対象年齢外の場合

第12条「除名」

当グループは、会員が以下いずれかに該当する場合、その会員を本教室から除名することができるものとする。

- ① 本教室の規約及び諸規則に違反した場合
- ② 本教室の名誉又は信用を傷つけた場合
- ③ 本教室の秩序を乱した場合
- ④ 諸費用の支払いを1カ月以上怠った場合
- ⑤ その他当グループが本教室の会員として公序良俗に反しふさわしくないと認めた場合
- ⑥ 本教室スタッフの指示に従わなかった場合

第13条「変更・休会・退会」

- ① 会員は氏名、住所、その他入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに当グループへ届け出るものとする。
- ② 休会は事故や怪我又はやむを得ない事由がある場合のみに適用する。
(休会中の月会費は発生しない)
- ③ 休会者は休会希望日までに当グループへ休会届にて手続きしなくてはならない。
- ④ 入会后、6カ月間は退会できない。(但し、休会期間含む)
- ⑤ 退会者は退会希望日の当日までに当グループまで退会届にて手続きしなくてはならない。

第14条「愛鷹広域公園 陸上トレーニング教室の休校」

当グループは、下記いずれかに該当する場合、本教室を休校することが出来るものとする。

- ① 本教室の定める休日
- ② 開催施設の休業日
- ③ 施設保守・点検又は補修・改修をする場合
- ④ 気象障害、その他外因事由により、その災害が会員に及ぶと当グループが判断した場合
- ⑤ その他、本教室運営上やむを得ない事由の発生した場合

第15条「指導者」

当グループは教室指導者に対して円滑な教室運営を行う為、指導者の体制を変更することができる。

第16条「諸会費の変更」

当グループは会員が負担すべき諸会費を、変更することが出来るものとする。但し、変更が生じた場合は、変更の2カ月前までに会員へ告知するものとする。

第17条「個人情報の保護」

当グループは、当グループの保持する会員情報を、当グループが別途定める個人情報保護方針に従って管理するものとする。

第18条「写真の取り扱い」

当グループは、教室中に撮影した写真を当グループ主催のスクール、イベントのPR活動に活用できる。

第19条「会則の改定」

当グループは必要に応じて規約の改定を行う事が出来る。なお、改定した規約の効力は会員に及ぶものとする。

指導理念

○個人の能力にあった個別指導を目指す

選手は個々によって技術・戦術・体力・認知力・コミュニケーション能力など様々な個人差はあるが、陸上競技を通じ団体の中でも個別（個人）指導を目指す。